

令和 7 年度第 3 回

下松市農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 1 0 日（火） 1 0 時から
下松市役所 4 階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和7年度第3回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年6月10日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席（7人）

会長 5番 清水 守

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席（1人）

会長職務代理者 3番 河村 真弓

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（6人）

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫

5番 弘中 健治 6番 本村 学

・欠席（0人）

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積
等促進計画の承認について（一括方式）

議案第3号 現況確認書について（調整区域）

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 現況確認書について（市街化区域）

6 農業委員会事務局職員

局 長 中田 量寄

書 記 古谷 大亮

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第3回 定例総会 会議の概要

事務局	それでは、ただ今より6月の定例総会を開催いたします。本日、河村真弓委員が欠席でございますので、出席委員は7名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は内山禮介委員と田中結委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。 議案第1号受付番号1番については、松村将吾委員が関係するものでありますから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、審議採決終了まで松村将吾委員には、退席していただきます。 （ 松村将吾委員 退席 ） それではよろしくお願い致します。
事務局	議案書1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、申請は1件です。 それでは受付番号1番について説明します。対象土地は1筆でありまして、土地の所在は大字●●●●●●番、地目は登記簿田、現況田、市街化区域の農地になります。面積は796㎡、権利移転の内容は使用貸借で、貸付人は●●●●●さん、借受人は●●●●●さんです。調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願い致します。
議長	近藤政司委員、お願いします。
近藤委員	はい、ご報告いたします。5月26日に現地に調査に行っておりました。4ページをご覧ください。場所は●●●●●●の橋脚の南側です。●●●を渡って南に出たところにあります。これは前回も借りられてやっておられました。ここは2段に分かれていまして、上のほうはキャベツの収穫が終わっていて、そのまま置いておられましたけれど、下は耕作されてきれいに管理されていたので、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	近藤政司委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。どなたかございませんか。 意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。 （ 全員挙手 ）

事務局

議長

藤田委員

議長

事務局

それでは議案書9ページをご覧ください。議案第3号、現況確認書（調整区域）、

		市街化調整区域についてご説明いたします。 申請は1件で、受付番号1番のみとなっております。対象土地は1筆でありまして、土地の所在は大字●●●●●番●、地目は登記簿田、農振区分は農用地区域外、面積は28㎡です。所有者は●●●●●さん、非農地として認定して良いかの承認となります。申請地は20年以上前から耕作は行っておらず、宅地の一部となっております。参考地目は宅地です。調査報告は田中結委員です。よろしくお願いします。
議	長	田中結委員、お願いします。
田 中 委 員		5月27日に確認をしてきました。10ページをご覧ください。場所は●●●●●から●●●●●に抜ける坂を下った三差路を右折し、入ってすぐそばになります。当時の経緯は不明とのことでしたが、添付されている写真を見てもらおうと分かる通り、左の黒く写っている建物が●●●●●の宅地になりますが、こちらと一体利用されているとのことでした。耕作もできない状態ですし、非農地と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	田中結委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。事務局に聞くのですが、ここは既に宅地として利用されていると思うのですが、課税はどのようになっていますか？
事 務 局		非課税となっています。
議	長	これは●●●●●に上がる進入路でしょう。
事 務 局		これは正式な進入路ではなく、まだ赤線が別の所についています。
議	長	法定外公共物ではない？
事 務 局		ではないです。
議	長	だけど利用は、●●●●●に行く通路として利用されていたのですね。従前は。
事 務 局		そういう風に見えなくはないですが。本来の道ではないという扱いなので。本来の道は10ページの右側に分間図がありますけれど、●●●●●の左側に道と書いてありますので、そこが本来の、こちらに通じる道かなと考えております。●●●●●は皆さん通りやすいから通られているのかなと捉えております。
議	長	ここは元の、●●●●●の奥に行く道だったのですよ。これは勝手道で、関係者が了解していればいいのですが。農業委員会是非課税地だから関係ないけど、関係

	者から異議申し立てがあった時に対応できるようにしておいてください。
事務局	ありがとうございます。申出人には、そういう懸念があるということで、関係者との調整を伝えておきます。
議長	はい。他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号1番についてはこれを非農地、宅地とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。
事務局	議案書11ページをご覧ください。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてですが、届出が1件ございました。 続きまして、議案書12ページをご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出ですが、届出が4件ございました。 続きまして、議案書14ページをご覧ください。報告第3号、現況確認書について（市街化区域）ですが、申請が1件ございました。 添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条に基づき、専決により処理いたしました。 報告事項は以上です。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。連絡事項はありますか。
事務局	・令和6年度最適化活動における農業委員会による点検・評価のまとめ及び実施状況の公表について ・令和7年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会日程について (8/25開催)
議長	・米の買取価格の動向について
貞久(推)委員	・米川における行政区をまたいだ有害鳥獣（サル）の被害及び対策の要望について
金藤(推)委員	・市議会議員定数に関する意見交換会開催について（7/9農業委員会会長出席）
議長	はい。これで6月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和7年6月10日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

清水 亨

署名委員

田中 結

署名委員

内山 禮介